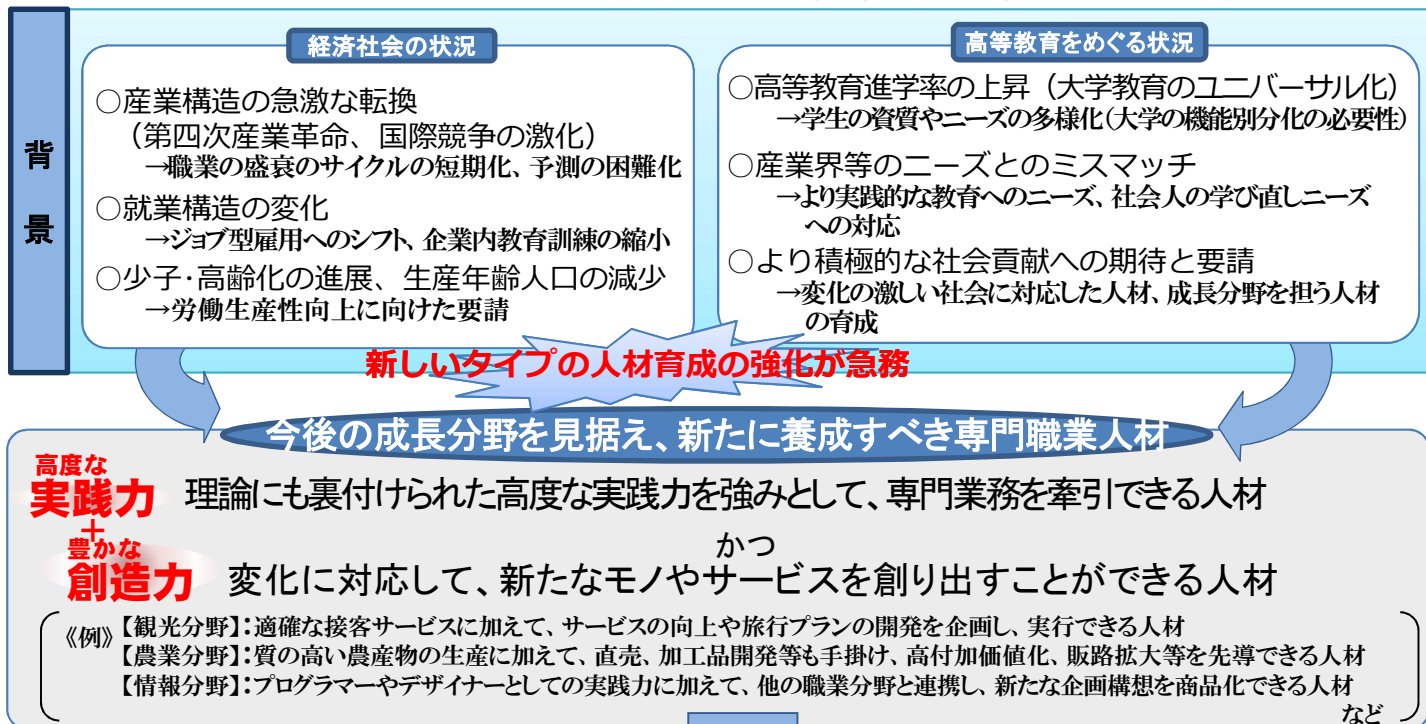


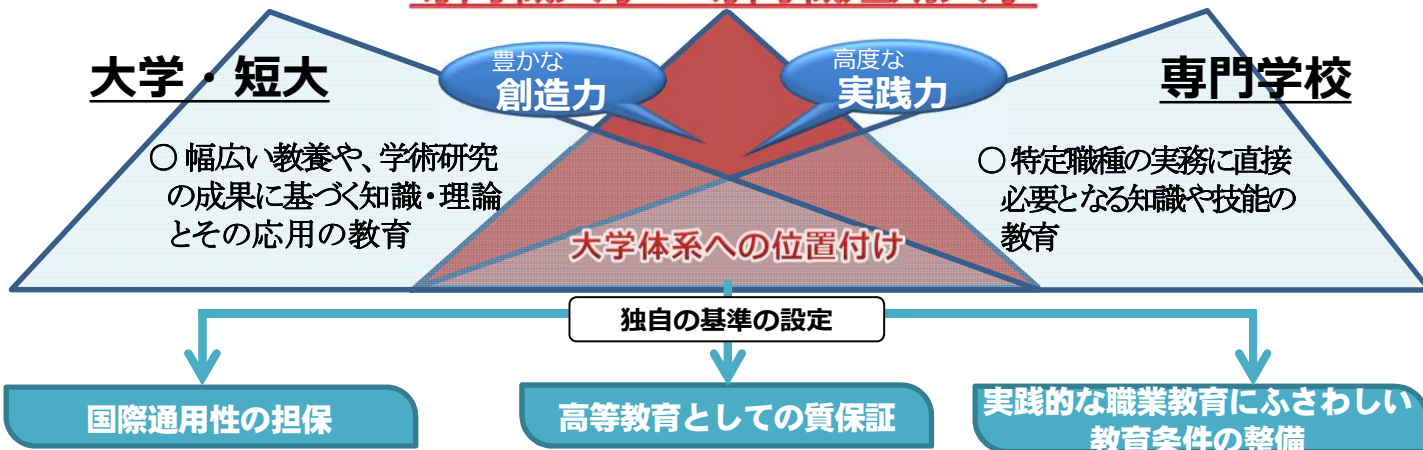
専門職大学・専門職短期大学の制度化について

学校教育法の一部を改正する法律 H29.5.31公布、H31.4.1施行



新たな高等教育機関

専門職大学・専門職短期大学



制度設計

- 【教育内容】**
- ・「実践力」と「創造力」を育む教育課程
 - ・産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
 - ・実習等の強化（卒業単位の概ね1/3以上、長期の企業内実習等）
- 【教員】**
- ・実務家教員を積極的に任用（必要専任教員数の4割以上）
※専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員
- 【学生受入】**
- ・社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
※社会人も学びやすい柔軟な履修形態
※短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進
- 【修業年限】**
- ・4年（大学相当）、2年又は3年（短期大学相当）
※4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可
- 【学位】**
- ・4年制修了者には、「学士（専門職）」を授与
 - ・2・3年制修了者、4年制前期修了者には、「短期大学士（専門職）」を授与
- 【学部等設置】**
- ・大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化